

難病指定医 及び 指定医療機関のみなさまへ

臨床調査個人票作成等に係る留意事項

指定難病の臨床調査個人票の作成にあたっては、以下の項目について御留意くださるようお願いいたします。

臨床調査個人票のダウンロードのお願い

対象患者に対し、県からは臨床調査個人票の用紙を配布しておりませんので、各医療機関において、厚生労働省のホームページ等から対象患者の疾病に係る臨床調査個人票をダウンロードした上で、作成くださるようお願いいたします。

(患者データベースへの登録の際のOCR読取りに対応するため、できるだけ手書きでなくPC入力で作成するよう御協力ください。)

なお、ダウンロードが困難な医療機関におかれましては、作成される疾病に係る臨床調査個人票(及び診断基準や重症度分類の資料)について、所管の県保健所に事前に連絡いただければ、郵送いたします。

○ダウンロードできるサイト

「厚生労働省ホームページ」

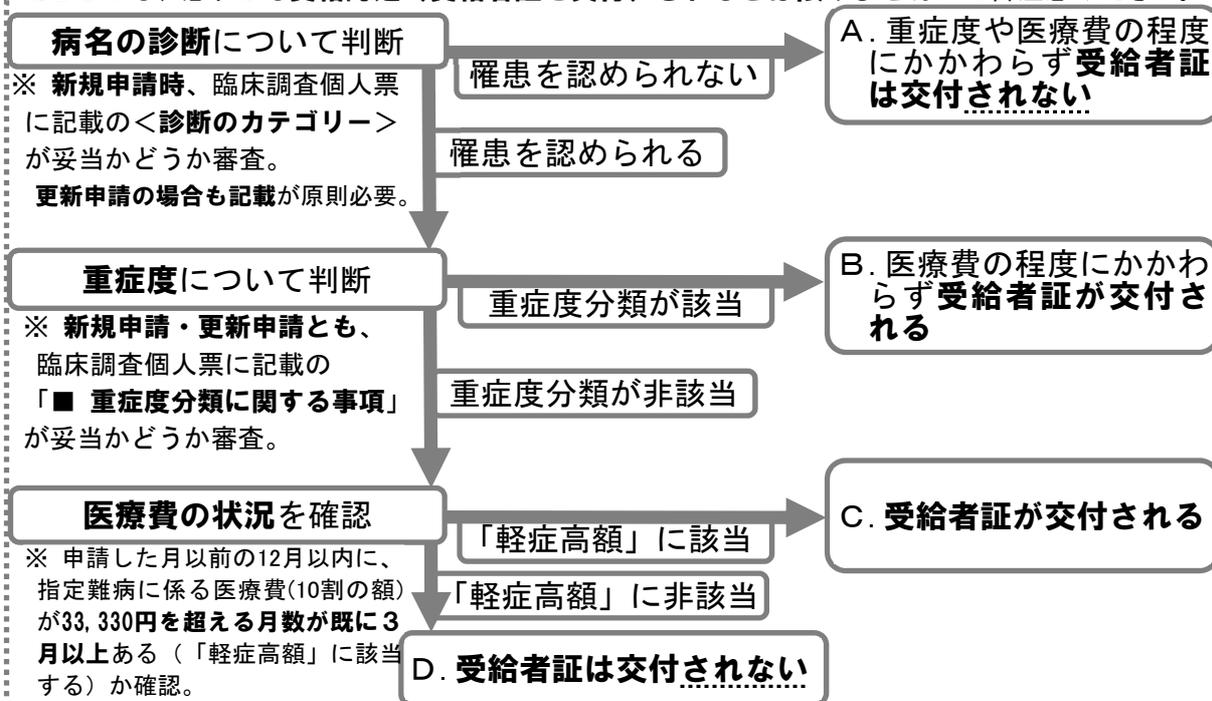
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

または「難病情報センター」

<https://www.nanbyou.or.jp/>

特定医療費の支給認定について

※ 難病指定医により指定難病と診断され、臨床調査個人票を作成のうえ特定医療費支給認定申請したとしても、必ずしも**支給認定(受給者証を交付)**されるとは**限りません**ので御注意ください。



※ 「診断のカテゴリ」と「重症度分類」について**医療費助成の対象となる基準は疾病ごとに国が定めており、その内容はインターネットで公開されています**(臨床調査個人票と同じサイト)。**必ず確認してください。**

(裏面も御確認ください)

臨床調査個人票作成にあたっての留意事項

臨床調査個人票は、「新規」・「更新」ともに共通様式となっており、1枚目の右上にある「新規」・「更新」で区別します。更新申請手続きに係る臨床調査個人票は、「更新」に☑を記入してください。

受給者証の有効期間を過ぎてから申請する場合は新規申請となるため、臨床調査個人票も新規申請用の内容で作成していただく必要があります。

新規申請と更新申請では、記載すべき項目が異なるため御注意ください。

重症度分類に関する事項をはじめ、医療費助成の適否の決定にあたり必要な検査結果等の記載漏れがないようにしてください。

治療開始後における**重症度分類**については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、**直近6か月間**で最も悪い状態を記載してください。また、**重症度分類**の判定に使用される**検査結果等**については、**直近6か月間の最重症時のものを記載**して下さるようお願いいたします。

臨床調査個人票の作成にあたり、「概要、診断基準等」（臨床調査個人票と同じサイトでダウンロード可能）のほか **「改正臨床調査個人票記入にあたっての留意事項（Ver.3）」**、**「正誤表（Ver.3）」** 及び **「Q&A」** をご覧ください。

※ 資料の一部は厚生労働省ホームページに掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000170897.html>

臨床調査個人票を患者へお渡しする前に、最終ページの医療機関名、指定医番号、医師の氏名、記載年月日の記載漏れがないか確認してください。

なお、「医師の氏名」欄への押印は不要です。